

こ 成 保 第 552 号  
7 文 科 初 第 1438 号  
令 和 7 年 9 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園  
を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長  
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長  
( 公 印 省 略 )

就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則  
の 一 部 を 改 正 す る 命 令 の 公 布 に つ い て ( 通 知 )

平 素 よ り 、 児 童 福 祉 行 政 の 推 進 に 格 段 の 御 配 慮 を 賜 り 、 厚 く 御 礼 申 し 上 げ ま す 。

児 童 福 祉 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 令 和 7 年 法 律 第 29 号 ) に つ い て は 、 そ の 施 行 に 向 け て 、 関 連 法 令 と し て 、 就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 命 令 ( 令 和 7 年 内 閣 府 ・ 文 部 科 学 省 令 第 4 号 ) が 本 日 公 布 さ れ 、 令 和 7 年 10 月 1 日 ( 水 ) か ら 施 行 さ れ る 予 定 で す 。 本 命 令 の 詳 細 に つ き ま し て は 、 下 記 及 び 別 紙 資 料 を 御 参 照 く だ さ い 。

各 都 道 府 県 御 担 当 者 様 に お か れ ま し て は 、 管 内 の 市 区 町 村 ( 指 定 都 市 、 中 核 市 を 除 く 。 ) に 周 知 い た だ く と と も に 、 適 切 な 運 用 が 図 ら れ る よ う 配 慮 願 い ま す 。

【 別 紙 資 料 】

- ・ ( 資 料 1 ) 就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 命 令 官 報
- ・ ( 資 料 2 ) 就 学 前 の こ ど も に 関 す る 教 育 、 保 育 等 の 総 合 的 な 提 供 の 推 進 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 命 令 新 旧 対 照 表

記

1. 改 正 の 趣 旨

- 児 童 福 祉 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 ( 以 下 「 改 正 法 」 と い う 。 ) に よ る 改 正 後 の 児 童 福 祉 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ) に お い て 、 保 育 所 等 の 職 員 に よ る 虐 待 に 関 す

る通報義務等が創設され、幼保連携型認定こども園についても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「改正認定こども園法」という。）において、保育所等と同様に職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが設けられた。

- 改正認定こども園法第27条の6等に基づき、幼保連携型認定こども園の職員による虐待が発生した場合に児童福祉審議会等へ報告する事項等については主務省令で定めることとされているところ、これらについて規定を整備するとともに、所要の規定の整備を行うこととすること。
- 加えて、改正法においては、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行ったところであり、これに伴う所要の規定の整備を行うこととすること。

## 2. 改正の概要

- 都道府県知事等が児童福祉審議会等へ報告する事項として、以下を規定すること。
  - ・ 入園児虐待に係る幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
  - ・ 入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児の性別、年齢及びその他の心身の状況
  - ・ 入園児虐待の種別、内容及び発生要因
  - ・ 入園児虐待を行った職員等の氏名、生年月日及び職種
  - ・ 所管行政庁が講じた措置の内容
  - ・ 入園児虐待が行われた幼保連携型認定こども園において改善措置が採られている場合にはその内容
- 幼保連携型認定こども園の園長については、保育士登録を受けていることがその要件の一つとされているところ、地域限定保育士制度を一般制度化するに当たって、改正法による改正後の児童福祉法第18条の28第2項地域限定保育士登録を受けた者も当該保育士登録を受けていることという要件を満たすこととすること。

## 3. 施行期日等

- 公布日：令和7年9月26日（金）
- 施行期日：令和7年10月1日（水）

<p>（照会先）こども家庭庁成育局保育政策課（虐待に関する通報義務等関係） 電話：03-6862-0505 Mail：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp こども家庭庁成育局成育基盤企画課（地域限定保育士制度関係） 電話：03-6861-0031 Mail：seiikukiban.houreil@cfa.go.jp</p>
--